# 平成30年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 平成30年12月14日(金) 9時30分 宣告

## 1. 出席議員

1番 大 江 7番 賢 治 米 澤 重 寿 池 田 13番 壽 2番 村上 大 助 謙武 8番 安 部 14番 遠 藤 義 光 菊 芳 樹 池田 3番 地 政 文 9番 15番 信博 前 田 4番 石 橋 雄一 10番 平 田 文 夫 16番 福田 晃 5番 村上 三三郎 11番 石 田 茂春 6番 西尾 陽一 幸太郎 12番 髙 宮

## 1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 秀喜 長 池田 高世偉 上下水道課長 田中 長 大 庭 孝久 設 課 長 田中 文 夫 副 町 建 教 育 長 村尾 秀信 大規模事業課長 河 北 尚夫 洋 二 総 務 課 長 野 津 浩一 施設管理課長 大 西 会 計 管 理 者 誠 総務学校教育課長 池田 茂良 渡 部 財 政 課 長 石 寛 弥 社会教育課長 吉田 隆 田 税 課 勉 布施支所長 務 長 濱 竹 本 久 田 名 五箇支所長 町 民 課 長 越 玲 子 金坂 賢 一 福 祉 課 長 中林 眞 都万支所長 佐々木 義直 危機管理室長 保健課長補佐 篤 夫 中 嶋 洋 子 吉田 境 課 進 中出張所長 克 樹 長 砂本 村上 観光課長補佐 宇 野 中央公民館長 高 梨 慎 一 勇 光 農林水産課長 総務課長補佐 千 秋 藤川 芳 人 野津

### 1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

佐々木

地域振興課長

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 中村 恵美子

千 明

#### 議事の経過

## 〇議長(石田茂春)

ただ今から、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 9時30分)

( 全員協議会開会宣告 9時30分 )

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時45分)

## 日程第 1.委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の議第89号から議第117号までの29件、並 びに継続審査となっています各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等 について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12番: 髙宮 陽一 議員

### 〇12番( 髙 宮 陽 一 )

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の11月28日、29日、12月3日、会期中の12日、13日の5日間開催 し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について、審査の経過並びに結果に ついて報告いたします。

付託案件は、議第89号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」及び、各特別会計補正予算5件、議第97号、98号の条例の一部改正2件、議第103号の工事請負変更契約1件と、議第108号、109号、112号、113号、116号の指定管理者の指定5件、計14件と、議会初日に付託されました要望書1件、計15件であります。

はじめに、審査の結果についてでありますが、議第89号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」及び、議第90号「平成30年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)」並びに、議第92号、93号、95号の各特別会計補正予算、また議第98号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の6議案は賛成多数

で「可決すべし」とし、その他隠岐の島町税条例の一部を改正する条例、工事請負変更契約、指定管理者の指定については、全会一致で「可決すべし」といたしました。

また、要望第6号については、全会一致で「不採択」といたしました。 はじめに、審査の経過及び主な意見・指摘事項について申し上げます。

まず、平成30年度一般会計補正予算(第3号)並びに各特別会計補正予算のうち、教育費の社会教育事業の社会教育主事講習会参加旅費(40万3,000円)については、教育委員会事務局に社会教育主事を配置することは社会教育法の規定により義務付けられておりますが、本町教育委員会では人事異動等により、現在、欠員となっているため、新たに社会教育主事を養成するものであります。本町には社会教育主事の資格を持った職員も数名いるとのことでありますが、人事異動の関係で、社会教育主事が教育委員会部局に配置されていないことは問題であります。社会教育主事は、社会教育以外の部署に配属されても、社会教育の幅広い知識や経験は、必ず、今後の町づくりに活かされるものと思われますので、単発的な受講ではなく、今後、計画的に社会教育主事の養成に努め、人事異動等についても教育委員会に欠員を生じないよう計画性をもって行うよう指摘いたしました。

次に、職員給与に関する条例の一部改正についてでありますが、人事院勧告に基づき 改正するとの説明でありましたが、委員からは、もっと詳細な提案理由や資料の提供を 求める意見もありましたので、今後、提案のあり方等について、更に検討していただく よう申し添えておきたいと思います。

次に、指定管理者の指定についてであります。

公募により1者しか応募がなく、選定理由は「これまでの実績や経験を踏まえ、今後も 適正な管理が見込まれると判断した。」とのことでありますが、どのように適正管理が行 われていたのか、サービス向上に繋がったのか、今後、どのように適正管理をしていく のか等、選定理由が余りにも曖昧であります。総括質疑でもあったように、町民共有の 財産であり、選定理由としてはもっと詳細な資料提出を求められたこともありました。 当委員会としては、今後はしっかりと評価をし、目に見えるような資料を作成して提案 すべきと指摘いたしました。

また、このような公の施設の管理については、行財政改革本部でしっかり議論し、方向性を決定して積極的に取り組むよう要望いたしました。

次に、㈱中電工 隠岐営業所長ほか4名から提出のありました、要望第6号「冷暖房設

備工事の指名業者に関する要望書」についてであります。

要望の趣旨は、本年度から冷暖房設備工事の指名業者については、電気工事業者から 管工事業者に変更したことを、従来の電気工事業者を指名業者に戻してほしいというも のであります。指名業者の事務は、昨年度までは建設課で対応していましたが、本年度 から新設された施設管理課が担当しており、担当課長から現状について説明を求めまし た。

本町の過去の冷暖房設備工事の業者指名は、その時々、バラバラだったとのこともあり、本町が施工する工事の発注については、建設業法及び国土交通省の指針に基づいて行うべきとの認識で対応しているとのことであります。

委員からは、「陳情の趣旨は理解出来るものの、指針に反することは出来ないのではないか。」等の意見もあり、当委員会としては、建設業法及び国土交通省の指針に基づいて行うべきとの理由により、要望については全会一致で「不採択」といたしました。

最後に、所管の調査事項についてであります。

有木小学校の大規模改修工事については当初予算で約3億300万円の事業費を承認していましたが、議決後、早々に学校施設環境改善交付金が不採択となりました。教育委員会は、早急に改修工事をしたいとのことから、既定予算で対応したいとのことでありましたが、当委員会としては、「事業別予算を作成しており、既定予算で対応することは問題である。新たに修繕内容や事業費予算を設定すべきである。」と指摘しておりました。

しかしながら、その後、改修工事の概要の説明はあったものの、その後、一切の報告 もなく、今定例会において説明を求めたところ、ようやくその概要が分かったのが現実 であります。

改修工事の概要は、校舎屋根の改修工事とエアコン改修工事であります。エアコン改修工事については、14業者に入札案内を行い、12業者が辞退、2業者によって入札が行われ、有限会社 早川電機 が259万2,000円で落札をし、既に本年8月31日に完成しています。校舎屋根の改修工事につきましては6業者に入札案内を行い、有限会社 白川工務店 が1,836万円で落札し、これはいずれも税込みでありますが、来春1月31日の完成に向けて現在工事中であります。

このような工事費については議決案件ではありませんが、大規模改修工事として取り 組む中で、当委員会からの指摘を無視し、議会が報告を求めるまで報告をしなかったこ とは論外であります。五箇中学校のペレットボイラー工事やこの度の改修工事の対応に ついて、教育委員会部局はしっかりと反省し、もっと真摯に取り組むべきであることを 強く指摘しておきたいと思います。

最後になりますが、去る11月28日に島後小中学校校長会の事務局関係者の皆さんと意見交換会を行いました。当日は、校長会の佐々木会長ほか、副会長、事務局長の4名が来庁され、佐々木会長から校長会として調査・研究している事項について私見も交えて報告があり、お互い自由に意見交換をしたところであります。

その主な概要は、少子化時代における小中一貫校のあり方やプールなどの学校設備の 課題、PTA研修、ふるさと教育、教員の研修のあり方などについて報告を聞き、意見交換 いたしましたが、現段階で特に特筆して報告するような事項はなく、今後は校長会とも 積極的な意見交換をしていくことを確認したところであります。

以上、総務教育民生常任委員会の報告といたしますが、所管の調査事項については、 議会閉会中も継続して調査研究することとし、総務教育民生常任委員会の報告を終わり ます。

## 〇議長( 石 田 茂 春 )

次に、産業建設常任委員長 9番:前田 芳樹 議員

### 〇9番(前田芳樹)

産業建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、議会閉会中の11月29日、30日と、会期中の12月12日、13日の計4日間、開催をいたしました。

付託案件の審査の結果でございますが、別紙の通り付託された議案については、全会 一致で「可決すべし」といたしました。

また、付託された要望書1件については、全会一致で「不採択とすべし」といたしました。

付託案件の審査の中で、特に議論が多かったものについて、意見、指摘した事項など を報告いたします。

議第89号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」についてです。その内の油井4号線道路橋梁災害復旧事業費1億1,540万円についてです。

8月の豪雨による、町道油井4号線油井蔵田間の断崖崩落箇所の災害復旧工事を行うものである。仮設工事は年内に着工し、本工事は平成31年度末までに完了するとしています。「今回の崩落箇所だけ直しても次々に崩落が起きるのではないか。県との協議はどの

ようにしているのか。今後のために全域的な法面対策を県と協議してはどうか。」との委員からの問いに対しまして、「今回のところが一番懸念していた箇所で、今回は災害部分だけが改修の対象として採択された。 道路の路側帯にはポケットがあるので、落石対策は取れる状態ではある。今後も崩落などが発生すれば随時対応していくことになる。」との担当課説明でありました。

委員会といたしましては、10月17日に現地視察をして現場状況は把握しており、オーバーハングした法面上部の岩盤掘削は非常に危険な作業になるので、工事の安全管理には万全を期すよう指摘をいたしました。

次に、議第101号新庁舎敷地造成(その2)工事の工事請負変更契約についてです。

敷地中央部に設置した大型三面水路(ボックスカルバート)が軟弱地盤のために左岸側が浮き上がったので、土圧防止のために矢板工が必要になったこと、ブロック積工の面積増、浄化センター駐車場の先行施工、コンクリート殼処分費精算、農道舗装面積精算、などで745万4,000円の増額とし、矢板の入荷が遅れるので工期を1か月延長するというものである。

委員からの「水路の浮かび上がりは将来また発生するのではないか。矢板工の施工でよいのか、専門機関の検討はしっかりしたものがあるのか。」との問いに対しまして、検討をしてもらい、これで水路は安定するとのことでありました。委員会としては、変更契約は妥当なものと思料されるといたしました。

次に、要望書についてです。要望第7号「老朽化漁船等の廃船処理対策の実施について」です。要望の趣旨は廃船処理用係船岸と作業用地等の整備、廃船処分経費の軽減化措置を求めるものでありました。

廃船処分経費の軽減化措置については理解はできるが、専用の係船岸ともなれば余りにも多大な財政負担を強いられて対応が困難なこと、本町以外の島前地域まで対象にしての本町の財源を投ずることに疑義が生ずること、そして、仮に整備をしたとしても全員が持ち込み係船をするとは限らない不透明な部分があることを理由に「不採択とすべし」といたしました。

次に、所管の調査事項についてです。

まず、愛の橋の改修についてです。「愛の橋」の架け替えは、10月1日に予備設計の入 札を行い、858万6,000円の業務委託契約をしたとのことであります。施工計画に変動は 無いのか確認いたしましたところ、9月定例会時には「この予備設計をもとに関係者との 協議と種々検討を踏まえた後に、平成31年度に詳細設計をして、平成33年度末には施工 完了となる見込みである。」とのことでございましたが、詳細設計図ができて来ないこと には解らない部分があり、竣工は遅れる見込みであるとの説明でありました。

次に、ホテルMIYABIペレットボイラー室火災の修繕工事についてです。去る9月定例議会に於いて、火災の修繕工事費545万4,000円の補正予算を承認した際に、事業実施段階で火災起因の責任の所在を明示し、事業費を減額修正することになっていたので、その後の対応措置についての説明を求めました。煙突を通す壁面を耐火構造に改め、煤取り口の改良や、これまでの曲折した煙突を撤去して煙の通りが良くなるようにするなどの構造的な欠陥は指摘の通りに改善された新たな設計でありました。

責任の所在を示すために、設計管理業務部分については当初設計金額140万4,000円から50万7,600円を減じて、今回は89万6,400円で自治法施行令に基づき随意契約をしたとのことでありました。

工事請負部分については、当初設計金額453万6,000円から減額をする方向で自治法施行令に基づく随意契約に向けて、現在協議中であるということであります。施工については、年内発注の平成31年2月末の完成を目指すとの説明でありました。

委員会としては、「壊れたから仕方なく、町がお金を出して直すというものではなく、 契約条項に基づく瑕疵担保請求をして、責任の所在を明示させるべきである。」と指摘を いたしました。

次に、リグノフェノール製造実験棟の建設についてです。

リグノフェノール製造実験棟を卯敷地区の国民保養センター敷地内に建設する計画であるとしています。本施設は、全自動のプラント建設が可能かどうかを検証する実験棟であり、3年間はデモを実施し、その後7年間実験をして商品開発をする、10年計画であるとのことでございました。平成31年3月着工予定であるが、委員会としては、「貯蔵品保管庫の土壌浸透防止対策」や「使用薬剤の漏洩対策」、「廃液タンク周りの防液堤設置」等の環境保全・安全保持対策に十二分な監督指導をするよう指摘をしたところであります。

以上、報告といたします。

なお、所管の調査事項については、引き続き調査研究を行ってまいります。

#### 〇議長(石田茂春)

以上で、「委員長報告」を終わります。

## 日程第2.委員会の中間報告の件

「委員会の中間報告の件」を議題といたします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会及び議会改革 特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会及び、議会改革特別委員会からの中間報告を受ける ことに決定いたしました。

まず、竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長 15番:池田 信博 議員

## 〇15番( 池 田 信 博 )

竹島対策特別委員会の中間報告を行います。

当特別委員会は議会閉会中の11月21日に竹島問題の早期解決を求める東京集会に参加、 会期中の12月7日に委員会を開催いたしました。

初めに、11月21日に東京憲政記念館で行われた4回目となる竹島問題の早期解決を求める東京集会について報告いたします。

日本の領土を守るため行動する議員連盟(新藤義孝会長)、竹島北方領土返還要求運動 島根県民会議(大屋俊弘会長)の主催で開催され、竹島領土権確立隠岐期成同盟会、地 元関係者と伴に特別委員会委員8名で参加いたしました。

参加総人数は370名、うち政府関係32名、政党代表6名、国会議員21名、国会議員代理 出席が21名の参加でした。報道関係では総数19社が参加、うち2社は韓国のマスコミでした。

開会に当たり新藤義孝議員連盟会長は挨拶で、韓国が10年ぶりに海洋調査を行ったこと、また韓国国会議員13名が竹島に上陸するという暴挙に出たことに対し、韓国政府に厳重に抗議をしたという近況報告をした上で、「日本にとって大切な隣国である。しっかりと話し合いながら領土問題の解決を図るために頑張っていく」と述べられ、大屋島根県議会議長も竹島の日を制定した地元としてお願いも含め同様の挨拶をし、その後6党の

政党代表挨拶で集会が進められ、いずれの方々もみんなで問題解決のため頑張りましょうという挨拶されました。

竹島領土権確立隠岐期成同盟会会長の隠岐の島町長が地元からの報告と合わせ、政府 に対し問題解決のために尽力するよう強く要請もいたしました。

今回は、佐藤章副大臣が出席し問題解決のために尽力すると約束されましたが、政府 一丸で問題解決のため取り組む姿勢を私たち地元に対し目に見える形で示してもらえる 様に要望等の活動をしてまいります。

竹島問題の早期解決を求めるため国政レベルでの新たな取り組みとして、政府や国内 世論に向けての特別決議を全会一致で「採択」し、閉会したことを報告いたします。

次に、議会開会中に開催いたしました委員会の報告をいたします。

隠岐の島町加茂地区にあります「ビャクシン」という樹木の取り扱いについて議論しました。ビャクシンとは、約110年前に韓国鬱陵島から隠岐島民が苗木を持ち帰ったとされる樹木です。隠岐と鬱陵島との歴史関係を示すものとして貴重な材料になります。そのビャクシンが所有する民家の敷地内からはみ出してしまったため、どのような形で残すのか議論がされました。執行部ではどういう形で残すのか検討中であるが、縮小して移植の方向で進めていくということでした。

また、委員から隠岐汽船上屋の隣にできるジオパーク拠点施設に、現在ある隠岐海洋 自然館の展示物が移転される予定のため、海洋自然館のあとに民間と共同し、竹島啓発 施設を置くのはどうかという提案がありました。

更に大きな看板をもっと増やし、住民に対する啓発活動につなげていくという提案も ありました。

竹島対策特別委員会では、引き続き竹島領土権確立についての調査研究してまいります。

以上、報告といたします。

#### 〇議長(石田茂春)

以上で、竹島対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、議会改革特別委員長の発言を許します。

議会改革特別委員長 14番:遠藤 義光 議員

### 〇14番( 遠 藤 義 光 )

議会改革特別委員会の行政視察報告をいたします。

目的は、議会改革の先進事例に学び、隠岐の島町の議会改革に資するためであります。 日時は、平成30年10月23日午前10時から午後4時30分まででありますが、前日の10月22 日の島根県町村議会議員研修に併せて、日程を調整したものであります。

視察先は、鳥取県伯耆町議会、鳥取県北栄町議会であります。

研修事項であります。議会改革を行うに至る経緯、改革に取り組む際の進め方、改革 の内容、その過程で、議員及び町民の反応等々であります。

伯耆町議会改革の概要でありますが、伯耆町は面積140k㎡、人口1万1,000人余りで町議会議員の定数は14人であります。平成17年1月に西伯郡岸本町と日野郡溝口町の2町が合併をいたしました。合併時の定数は28人、平成21年5月の改選時定数は15人であります。平成25年5月の改選時には14人に減っております。議会議員選挙の無投票が2回連続であり、町民の無関心さ、後継者不足が現実となり危機意識が生まれました。平成25年からの第4期における議会改革の取り組みを基に、平成29年度からの第5期において議員定数及び議会基本条例について審議をしております。議員定数については、平成30年3月に定数を現状維持とする報告を行っておりますが、この審議においては、住民アンケートを実施しております。アンケートは住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の2,000人を対象に行い、745人からの回答を得ております。回答率は37.3パーセントの低いものでありました。集計の結果、意見が拮抗しており、明確な方向性が出たとは言えないものでありましたが、アンケートの結果も考慮しながら現状維持との結論となったとのことであります。

ちなみに平成30年度当初議会費は9,046万円、議員報酬は、月額で議長31万6,000円、 副議長23万5,000円、常任委員長22万6,000円、議員22万1,000円であります。

次に、北栄町の議会改革の概要であります。北栄町は平成17年10月に北条町と大栄町が合併をいたしました。面積は57k㎡、隠岐の島町の約4分の1の面積に相当しますが、人口1万5,200人余り、議員定数は15人であります。合併した平成17年1月時の議員定数は31人、平成17年10月の改選時には自治法に示された定数18人、平成21年10月の一般選挙から定数を15人に削減しております。

議会改革に取り組むきっかけは、「夕張市の二の舞にはならない」が契機でありました。 二元代表制の一翼を担う議会が機能しているのかについて、執行部と議会のあり方、議 会の役割・責務を果たしていたかについて調査を行うべく、平成19年鳥取県町村議長会 の夕張市栗山町への行政視察から始まっております。平成20年には、議会基本条例特別 委員会を設置し、翌21年3月には議会基本条例を制定しております。また、それまでの過程において、委員会での審議に加え、町民参加の必要性から、条例案の全戸配布に併せて、議員定数・報酬に関する住民アンケートを実施し、町民との意見交換会も開催しています。

平成30年度当初議会費は1億212万円、議員報酬は、議長33万1,000円、副議長24万円、 常任委員長23万2,000円、議員22万4,000円であります。

所感であります。

議会改革については、大きく二元代表制における議会の役割を果たすこと、住民に開かれた議会とすることであると感じました。視察した2自治体の取り組みを参考に本町にあった改革を推進する必要があります。議員の資質向上による議員力、議会力の向上に努めなければならないと考えるとともに、今後、視察先の事例に限ることなく情報収集に努め、調査研究に取り組んでまいる所存であります。

尚、関係資料は議会事務局に保管してありますので必要に応じてご覧ください。 以上で、議会改革特別委員会の中間報告といたします。

なお、引き続き、調査研究を行ってまいります。

## 〇議長( 石 田 茂 春 )

以上で、議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

以上で、「委員会の中間報告の件」を終わります。

## 日程第3.討論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第89号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」から、 同意第4号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの30件、及び本日の議 事日程第1で行いました、各委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番:村上 謙武 議員

#### 〇2番( 村 上 謙 武 )

議第89号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」の人件費の追加補正及 び議第90号、第91号、第92号、第93号、第94号、第95号、第96号の特別会計補正予算に 計上された人件費の追加補正に反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、議第98号の職員の給与に関する条例の一部改正案が、今定例会に提出

されておりますが議決は未だなされておらず、条例の改定はまだ決まっておりません。 そもそも、職員給与の条例の改正がなされていない状況で、条例改正に伴う人件費の 追加を補正予算に計上すること、そして、それらに関する補正予算の議決を行うことは、 地方自治法の補正予算に関する規定を遵守していないのではないかと判断するからであ ります。

職員給与の引き上げの根拠としている人事院勧告は、あくまでも国家公務員を対象としたものであり、本町のような人事委員会を置いていない市町村での職員給与改定においては、人事院勧告はあくまでも一つの目安とされているものであります。地方公務員の給与改定に関しては、毎年度、閣議決定された「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての総務副大臣通知」に基づき検討実施されるべきものであり、地方公共団体は各都道府県の人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対応することとなっております。

さらに、既に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、その適正化を図るため必要な措置を講ずるよう毎年要請がなされていることも重く受け止めるべきであります。

補正予算に関しては、地方自治法218条に規定があり、「普通地方公共団体の長は、予算の調定後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを議会に提出することができる。」と規定されています。

したがって、今年度、職員給与に関する条例は何も改正されてはおらず、また、今定例会においても給与に関する条例改正の議決もされていない状況においては、予算上人件費を追加する必要が生じたとは言えず、人事院勧告があったからというそれだけの理由で、職員の人件費の追加予算を議会に提出することは、補正予算の不適切な運用につながるものと判断するからであります。

以上の理由により、今定例会での職員の人件費の追加の補正予算8件の議案に対し、反対をいたします。

どうか各議員の皆様にも、ご賛同いただきますようお願いいたします。

#### 〇議長(石田茂春)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番: 髙宮 陽一 議員

## 〇12番( 髙 宮 陽 一 )

私は、議第98号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に賛成 の立場で討論を行いますが、まさか、このような形で賛成討論をするとは思ってもいま せんでした。

今回の職員の給与改定は、従来からこの時期に行われてきた職員の給与改定であり、 労働基本権の代償措置としてきた人事院勧告や島根県人事委員会の勧告を尊重し、地方 公務員法第24条第6項により、職員の給与・勤務時間などの労働条件は条例で決定すると いう規定に基づいて提案されている案件であります。

今更、申し上げるまでもなく、国家公務員は人事院勧告が、県職員は人事委員会勧告があり、人事委員会を置かない市町村は、従来から、国・県の勧告を参考としながら、職員の給与等を決定しているのが通例であります。

地方公務員法第24条第2項には、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならない。」そして、第6項では、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定める。」こととされており、人事院や県人事委員会は、民間事業の従事者の給与を調査して勧告を出しておりその結果、出された勧告を参考にして、首長が職員の本俸や期末勤勉手当を改正するものであり、それ以上でも以下でもなく、何ら反対する理由はありません。

今年はまだ調査をしておりませんが、実は昨年、平成28年度の国家公務員・地方公務 員の給与実態調査の結果を調べてみました。

国家公務員の平均給与月額は41万984円、地方公務員の平均は32万1,689円で、諸手当を加算しても35万5,549円であり、びっくりするような差がありました。

このような状況にあっても、国家公務員が民間事業所と比較して低いと言うことから 人事院は給与引き上げの勧告をしたものであります。

また、公務員の賃金比較としてよく「ラスパイレス指数」が言われます。

このラスパイレス指数は、もともと、物価水準の変動を実質的に比較するために用いられるものでありますが、同時に、物価変動を調査する方法として、「パーシェ指数」とか、「フィッシャー指数」を用いるという方法もあります。

今から、3、40年前、ラスパイレス指数が登場した時代には、この「パーシェ指数」を 使って国家公務員との比較をしたところ、全く逆な結果を出した学者先生もあり話題と なったこともありました。 いずれにしても、この「ラスパイレス指数」は、調査する事業所の規模、税務職員など比較的高い職種を除外したり、職員構成、学歴、経験年数を区分し、市町村の職員構成があたかも国と同一であるとして、加重平均すること自体、矛盾があると私は思っています。

更に、本町の財政状況からも申し上げたいと思いますが、確かに厳しい財政状況にあることは承知しております。

しかし、平成16年の町村合併以来、本町も行財政改革に取り組み、事務事業の見直し や指定管理者制度の導入、更には、長きにわたり、職員には給与カット、早期退職勧奨 をして人件費削減に取り組み、現在の財政が確保されていることは、これら職員の犠牲 により成り立っていることは言うまでもありません。一時は、議会も報酬カットに協力 してまいりました。

行革を議論する時、私はいつも申し上げておりますが、改革の効果の主なものは職員の給与カットや早期退職による人件費総額の削減であります。合併から今日まで、その効果も約60億から70億円程度になっているのではないかとも想定され、そのことによって基金も約50億円程度まで復活させてきた経過もあります。

このような経過からも、人事院勧告に準じた給与改定を行うのは、地方自治を預かる 首長として当然の対応であり、職員給与の改正には、このような長い歴史があることを 肝に銘じるべきであります。

提案の仕方が悪いというのであれば、それを今後改善させるなどし、飲み込む度量も 必要だと思います。

この度の改正も、首長が、地方自治法・地方公務員法・労働基準法・労働運動法などを考慮し、全国の町村と同様に議案を提案していると理解するものであり、議第98号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に賛成の立場で討論をさせていただきました。

議員各位の皆様のご理解をいただきますようお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

#### 〇議長(石田茂春)

他に討論はありませんか。

2番: 村上 謙武 議員

### 〇2番( 村 上 謙 武 )

議第98号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場

で討論します。

反対する理由は、今回の職員の給与に関する条例改正案は、職員給与に関する見直し等も含め、十分な検討がなされた後に提出されたものとは言い難く、国の人事院勧告に基づくという理由だけで、条例改正の議案が提出されたものであるとの判断に至ったこと並びに、人事院勧告を受けて閣議決定された、地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての総務副大臣通知の内容も考慮されているとは言い難く、また、同じく島根県人事委員会の勧告内容も考慮された経緯は見られず、更に、現行の職員給与等が地方公務員法第24条2項の職員給与規定に沿ったものであるとの納得できる確証も得られなかったことなど、これらの理由により、職員の給与に関する条例の一部を改正する議案に反対するものであります。

人事院勧告はあくまでも国家公務員を対象としたものであり、人事委員会を置いていない市町村が公務員の給与改定を検討する際のあくまでも参考とするもので、同一内容での改定基準となるものではないということは明白であります。

また、毎年実施される地方公務員給与の改定に際しては、政府の方針、県人事委員会の勧告内容、他の地方公共団体の職員、並びに地域の民間事業の従業員の給与、その他の事項も十分考慮し、適切な判断のもとに、議会に職員給与の改定を求める議案を提出することとなっております。

今回、委員会での当該議案の審議に際して、給与等の引き上げ理由については人事院 勧告に基づくという説明の他は、担当部署からは客観的な資料を基にした詳細な説明は ほとんどなく、十分検討し適切な判断のもとに方針決定された条例改正案なのかどうか 疑義が生じたところであります。

結果として、この度の職員給与の条例改正案は、これまでの慣行や前例主義に基づき 提出されたものと言わざるを得ず、職員給与を引き上げる必要性があるとの判断に至ら なかったということであります。

逆に、他の類似団体との給与等の比較をした場合、本町のラスパイレス指数はここ数年間100を超えトップクラスをキープしていることは明白な事実であり、給与改定においてはそのことも十分考慮し、適切な判断がなされて然るべきではなかったかと考えております。

以上の理由により、私は人事院勧告に基づき職員給与を引き上げるという、職員の給 与に関する条例の一部を改正する議案に反対をいたします。 どうか各議員の皆様にも、ご賛同いただきますようお願いいたします。

## 〇議長( 石 田 茂 春 )

他に討論は、ありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

以上で、「討論」を終わります。

## 日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第89号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」 を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立「多数」であります。

したがって、議第89号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第90号「平成30年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)」から議第96号「平成30年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第2号)」までの7件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立「多数」であります。

したがって、議第90号から議第96号までの7件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第97号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」、及び議第99号「隠岐の 島町総合振興計画条例」の2件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起文全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第97号及び議第99号の2件は、委員長報告のとおり「可決」されました。 次に、議第98号「隠岐の島職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立「多数」であります。

したがって、議第98号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第100号「町道路線の認定、変更及び廃止について」から議第103号「工事請 負変更契約の締結について〔五箇中学校ペレットボイラー導入工事(機械設備)〕」まで の4件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第100号から議第103号までの4件は委員長報告のとおり「可決」されま した。

次に、議第104号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町製氷施設〕」から議第117号「指定管理者の指定について〔隠岐国分寺蓮華会舞演舞場〕」の14件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 104 号から議第 117 号までの 14 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、同意第4号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。 本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、要望第6号「冷暖房設備工事の指名業者に関する要望書」及び、要望第7号「老 朽化漁船等の廃船処理対策の実施についての要望書」の2件について一括して採決します。 本案に対する常任委員長報告は、「不採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第6号及び、要望第7号の2件は委員長報告のとおり決定されました。 以上で、

「採決」を終わります。

# 日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長、特別委員長から、審査を終えることのできなかった事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査と することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了 いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成30年第4回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉会宣告 11時50分)

以下余白